

岩手県告示第 544 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成 20 年 7 月 15 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 342 号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
一関市巖美町字市野々原 10 番 3 地先から字板川 103 番 10 地先まで	新	A 37.5~7.5 m	m 1,546.0
		B 38.0~5.0	1,735.6
	旧	A 37.5~7.5	1,546.0

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 県南広域振興局一関総合支局土木部
 - (2) 期間 平成 20 年 7 月 15 日から同年 8 月 15 日まで